

# 議会だより

## [12月定例市議会]

平成20年の第5回定例会は、12月5日から12月16日までの12日間にわたり開会しました。

開会初日には、閉会中の継続審査となっていた平成19年度決算18議案の審査が行われました。決算特別委員長は全ての会計決算について認定とする審査報告をし、続いて本会議での討論、採決の結果、全会計決算を認定しました。

市長からは、3件の報告のほか平成20年度尾道市一般会計補正予算(第3号)など32議案が提出され、議案については各常任委員会に付託しました。

9日、10日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたどりました。

11日、12日は各常任委員会を開会し、付託された議案の審査を行い、委員からは様々な質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の16日には、市長から3件の人事議案が提出され、審査の結果、3議案とも同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出32議案は全て原案のとおり可決しました。

また、議員からは、市議会会議規則の一部改正案と意見書案5件が建議案として提案され、可決後、意見書については、国会及び関係行政庁に送付しました。

### ■議会の動き

- 12月5日 議会運営委員会  
本会議(開会)  
会期決定、決算特別委員長報告、討論、採決、補正予算等提案、提出議案の説明
- 9日 本会議 一般質問
- 10日 本会議 一般質問  
議会運営委員会
- 11日 総務委員会  
民生委員会
- 12日 文教経済委員会  
建設委員会  
議会運営委員会
- 16日 議会運営委員会  
本会議(閉会)  
各常任委員長報告、討論、採決

### ■上程議案

#### ●補正予算

##### ◇一般会計補正予算(第3号)

6億4,306万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を584億2,908万4,000円とするものです。主なものは、(仮称)市民センターむかいしまの開設準備にかかる備品購入のための債務負担行為、障害者自立支援法に係る緊急措置による自立支援給付費の追加、8月末の集中豪雨による災害復旧経費、その他前年度決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み込むものです。

##### ◇港湾事業特別会計補正予算(第1号)

2,148万7,000円追加し、歳入歳出予算総額を2億131万9,000円とするもので、前年度の決算剰余金の半分を県へ納付し、もう一方を一般会計へ繰り出すものです。

##### ◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

7,782万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を176億2,742万円とするもので、出産育児一時金や高額療養費共同事業拠出金及び還付金の追加によるものです。

##### ◇夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第1号)

1,100万円を追加し、歳入歳出予算総額を1億6,407万9,000円とするもので、医師及び看護師賃金の追加によるものです。

##### ◇公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

4,110万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を23億3,483万4,000円とするもので、薬剤購入のため消耗品費の追加などや、高須地区雨水幹線築造工事によるものです。

##### ◇介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

保険勘定では、308万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を124億6,013万9,000円とするもので、介護認定調査員報酬、要介護認定関連システム更新に係る経費などの追加によるものです。介護サービス事業勘定では、44万円を追加し、歳入歳出予算総額を2,175万5,000円とするもので、介護支援専門員の賃金の追加によるものです。

##### ◇漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

60万円を減額し、歳入歳出予算総額を5,285万9,000円とするもので、事業費調整のため管路工事の減額によるものです。

##### ◇農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

110万円を追加し、歳入歳出予算総額を3,339万9,000円とするもので、水位計等の修繕料の追加によるものです。

##### ◇一般会計補正予算(第4号)/国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)/千光寺山索道事業特別会計補正予算(第1号)/夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第

2号)/公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)/介護保険事業特別会計補正予算(第4号)/尾道大学事業特別会計補正予算(第1号)/特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)/渡船事業特別会計補正予算(第1号)/後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

給与費等の年間の見込み額の変更及び職員の変動等に伴う給与費等の変更により、増減調整をするものです。

##### ◇一般会計補正予算(第5号)

5,400万円を追加し、歳入歳出予算総額を582億7,788万8,000円とするもので、県立瀬戸田病院を本市に移管するための準備経費の追加及び緊急経済対策の追加によるものです。

#### ●条例改正

##### ◇尾道市役所支所設置条例

尾道市役所向島支所を移転するための条例改正です。

##### ◇長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大するための条例改正です。

##### ◇尾道市立市民病院使用料手数料条例

産科医療補償制度に分べん機関として加入することにより、負担金を負担する必要が生じることに伴い、分べん料を改めるための条例改正です。

##### ◇尾道市立いきいきサロン設置及び管理条例

老朽化したいいきいきサロン中庄を廃止するための条例改正です。

##### ◇尾道市立図書館設置条例

図書館法の改正に伴い図書館事業の規定を整備するため、及び尾道市立向島子ども図書館「わくわく」の新設に伴い、名称及び位置等を定めるための条例改正です。

◇尾道市公民館条例

中央公民館及び向島公民館の移転に伴い、その位置を変更するための条例改正です。

◇尾道市病院事業の設置等に関する条例

県立瀬戸田病院の移管に伴い、尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所を設置し、有床診療所として運営するための条例改正です。

◇尾道市国民健康保険条例

産科医療補償制度に加入している分べん機関において分べんした場合は、出産育児一時金の支給について、3万円を上限として加算することができることとするための条例改正です。

●条例制定

◇尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例

尾道市民センターむかいしま文化ホールを設置し、管理するための条例制定です。



尾道市民センターむかいしま(建設中)

●その他の議案

◇議決中更正について

昭和62年第2回定例会で議決された市道路線の認定について、地番の設定に一部誤りがあったので、更正するものです。

◇土地改良事業の計画について

土地改良事業(団体営ため池等整備事業中地区)の計画について、県知事に協議し、その同意を得るためのものです。

◇公の施設の指定管理者の指定について(2件)

次の施設について指定管理者を指定するものです。

中央駐車場/長崎駐車場/  
因島漁船等巻揚施設

●報告

◇専決処分報告及び承認(3件)

●人事議案

◇教育委員会の委員の任命

山北 篤さん(門田町)

◇人権擁護委員の候補者の推薦(2件)

後藤 公己さん(因島原町)

楢原 千秋さん(因島大浜町)

●議員提出議案

◇尾道市議会会議規則

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会活動の範囲を明確にするため、全員協議会及び各会派代表者会議を議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場として位置付けるための規則改正です。

一般質問(主な内容)

いのしまロッジについて

Q 民間活力を利用して、施設の活性化を図るべきと考えるがどうか。

A 平成17年度に旧因島市が「いのしまロッジ改修基本構想報告書」を作成したところだが、構造的、平面的制約がある中で、リニューアルしても今日的な多様なニーズに応えることはできないとの報告書となっている。しかしながら、改築に要する費用も多大なものが予想され、また、因島公園宿舍事業は、株式会社因島観光開発に経営権が継承されているため、市独自による改築は難しいものと考えている。今後、民間の活力を含めていのしまロッジの存続の可能性について、調査研究していきたい。

高齢化社会に向けた公園整備について

Q 高齢者向け遊具を設置した公園はあるか。今後そのような遊具を設置する予定はあるか。

A 高齢者も利用できる健康器具は、尾道東公園・尾道西公園に設置している。現在、御調町へ計画している。



尾道東公園

(仮称)ふれあい公園にも設置を予定している。高齢者向け器具の設置は、子どもと高齢者が出会う場の提供になると思うので、今後、公園のリニューアル時等を捉え、その地域の特性・管理者等の意見を聞く中で検討していきたい。

無保険の子ども解消について

Q 「無保険の子ども」解消に向けた具体的な「尾道方式」は。

A 現在、実施している乳幼児医療助成等公費助成受給者や、病気やけがで入院や通院が必要になった子ども以外にも、短期被保険者証に切り替え、安心して医療を受けることができるようにしていく。

Q 子ども用保険証交付、子どものいる世帯限定の短期証交付、18歳までの対象拡大のそれぞれの可能性とその具体的な実施時期は。

A 国民健康保険証は世帯単位の発行だが、このたびの措置により子どもだけの短期被保険者証の発行することになる。また、子どものいる世帯限定の短期被保険者証の交付は、保険料の負担の公平性の観点から現時点では考えていない。具体の時期については、平成20年12月25日から行うこととしている。

景気の悪化から市民のくらしを守る緊急対策について

Q 市内の企業、とりわけ「工場等設置奨励条例」に基づく各種補助を受けた実績のある企業に対して、安易な人員の整理を行わないよう強く申し入れるべきではないか。また、派遣労働者や業務請負を受け入れている企業の一方的な雇止めや契約打ち切りをさせないように要請すべきではないか。

A 工場等設置奨励条例は、製造業などの設備投資意欲を促進するために、市内に新たに工場等を新設又は増設する者に対して奨励金を交付する制度である。この制度の適用となった企業に対しては、操業を開始し、奨励金を交付したのちも、企業の動向やニーズの把握に努め、市民の雇用の確保に繋がるよう引き続き取り組んでいきたい。また、派遣労働者や業務請負による労働者を受け入れている企業の契約打ち切りについては、法に基づき適切に対応されているものと思っているが、離職者については、「就職転職相談会」などの開催により、雇用の確保に努力していきたい。



尾道流通団地

産科医療体制について

Q 地域の周産期医療は、今後どうあるべきと考えるか。

A 現在、島しょ部、山間部とも産科のある医療機関があり、周産期母子医療センターである厚生連尾道総合病院を中心に、市内産科医療機関が連携して、一定の母体・新生児医療の水準は確保されていると認識している。今後とも、関係機関との連携をとりながら、それぞれの機能を有効に活用して、医療の確保に努めていきたいと考えている。